

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後	現行																																																																																																																						
別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4) 中間業務報告書 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) (略) 目 次 第1～4 (略) 第5 中間キャッシュ・フロー計算書 (記載上の注意) 1～5 (略) 6 商工組合中央金庫が上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である場合にあっては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第1 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 <div style="text-align:right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">信用リスク・アセット算出手法</div>	別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4) 中間業務報告書 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) (略) 目 次 第1～4 (略) 第5 中間キャッシュ・フロー計算書 (記載上の注意) 1～5 (略) 6 商工組合中央金庫が上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である場合にあっては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第1 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 <div style="text-align:right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">信用リスク・アセット算出手法</div>																																																																																																																						
(単位:百万円)	(単位:百万円)																																																																																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">当中間期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、危機対応準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、自己株式の額(△)					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					普通株式に係る新株予約権の額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					うち、危機対応準備金の額					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">当中間期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち、危機対応準備金の額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当中間期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、自己株式の額(△)					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					普通株式に係る新株予約権の額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					うち、危機対応準備金の額				
項目		当中間期末		前期末																																																																																																																			
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																							
普通株式に係る株主資本の額																																																																																																																							
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																																							
うち、利益剰余金の額																																																																																																																							
うち、自己株式の額(△)																																																																																																																							
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																																							
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																							
普通株式に係る新株予約権の額																																																																																																																							
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額																																																																																																																							
うち、危機対応準備金の額																																																																																																																							
項目	当中間期末		前期末																																																																																																																				
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																							
普通株式に係る株主資本の額																																																																																																																							
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																																							
うち、利益剰余金の額																																																																																																																							
うち、自己株式の額(△)																																																																																																																							
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																																							
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																							
普通株式に係る新株予約権の額																																																																																																																							
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額																																																																																																																							
うち、危機対応準備金の額																																																																																																																							

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後					現行				
うち、特別準備金の額					うち、特別準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額					うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後					現行				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		/		/	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額		/		/	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		/		/
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		/		/
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本不足額		/		/	Tier2資本不足額		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)		/		/	その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)		/		/
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ヘ)+(ト)) (ト)		/		/	Tier1資本の額 ((ヘ)+(ト)) (ト)		/		/
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/	Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/	うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後					現行				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)					Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)					Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)					Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)					総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					資産(オン・バランス)項目				
資産(オン・バランス)項目					オフ・バランス取引等項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
オフ・バランス取引等項目					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
信用リスク・アセット調整額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)					自己資本比率				
自己資本比率					自己資本比率				
普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))		%		%	普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))		%		%
Tier1比率 ((ト)/(ヲ))		%		%	Tier1比率 ((ト)/(ヲ))		%		%
総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))		%		%	総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))		%		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(記載上の注意)

- 「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 溯及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2～第3 (略)

第4 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本										自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金			利益剰余金			その他の有価証券評価差額金			繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
				資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																	

現行				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(記載上の注意)

- 「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 溯及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2～第3 (略)

第4 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当中間期変動額	

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後																	現行		
新株の発行	××			××		××					××					××	新株の発行		× × ×
剰余金の配当						××		△××	△××		△××					△××		× × ×
中間純利益								××	××		××					××	当中間期変動額合計		× × ×
自己株式の処分											××	××				××	当中間期末残高		× × ×
.....																	危機対応準備金		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)														××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	=	××	××	=	××	××	××	××	××	××	××	××	当中間期変動額合計		× × ×
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	当中間期末残高		× × ×
(記載上の注意)																	特別準備金		
1～8 (略)																	当期首残高		× × ×
(以下略)																	当中間期変動額		
																		× × ×
																	当中間期変動額合計		× × ×
																	当中間期末残高		× × ×
																	資本剰余金		
																	資本準備金		
																	当期首残高		× × ×
																	当中間期変動額		
																	新株の発行		× × ×
																		× × ×
																	当中間期変動額合計		× × ×
																	当中間期末残高		× × ×
																	その他資本剰余金		
																	当期首残高		× × ×
																	当中間期変動額		

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後	現行	
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	資本剰余金合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	その他利益剰余金	
	××積立金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後	現行	
	当中間期変動額	
	<u>剰余金の配当</u>	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	利益剰余金合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	<u>剰余金の配当</u>	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当中間期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後	現行	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	評価・換算差額等合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正後	現行	
	当中間期末残高	× × ×
	<u>純資産合計</u>	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	<u>株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)</u>	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	(記載上の注意)	
1～8 (略)		
(以下略)		

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後					現行				
別紙様式第2号(第81条第2項関係) (略) 第1第期中(年月日から年月日まで)事業概況書 1~13(略) 14 自己資本比率の状況					別紙様式第2号(第81条第2項関係) (略) 第1第期中(年月日から年月日まで)事業概況書 1~13(略) 14 自己資本比率の状況				
信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)					信用リスク・アセット算出手法 (単位:百万円)				
項目	当期末		前期末		項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額					普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額					うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)					うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)					うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額					うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額					普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額					うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額					うち、特別準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額					うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後					現行				
前払年金費用の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額					その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額					その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額					その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)					その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後					現行				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)					その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)					その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)					Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)					Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)					Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)					Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)					総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目					資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					オフ・バランス取引等項目				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後					現行				
オフ・バランス取引等項目					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
信用リスク・アセット調整額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセット等の額の合計額 (マ)					リスク・アセットの額の合計額 (マ)				
自己資本比率					自己資本比率				
普通株式等Tier1比率 ((ハ)／(マ))		%		%	普通株式等Tier1比率 ((ハ)／(マ))		%		%
Tier1比率 ((ト)／(マ))		%		%	Tier1比率 ((ト)／(マ))		%		%
総自己資本比率 ((ル)／(マ))		%		%	総自己資本比率 ((ル)／(マ))		%		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額					一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額					一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合においては、零とする。）					内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合においては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額					適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合においては、零とする。）					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合においては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合においては、零とする。）					適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合においては、零とする。）				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1. 「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。					1. 「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。				
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。				
3. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					3. 「自己資本比率改正告示」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金庫庁・財務省・経済産業省告示第3号）をいう。				
4. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。									
5. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。									

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後	現行																																																																																																																																																																																																																																																													
<p>6. 溯及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="10">株主資本</th> <th rowspan="3">自己株 式</th> <th rowspan="3">株主資 本合計</th> <th colspan="3">評価・換算差額等</th> <th rowspan="3">新株 予約 権</th> <th rowspan="3">純資産 合計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">資本金</th> <th rowspan="2">危機 対応 準備 金</th> <th rowspan="2">特別 準備 金</th> <th colspan="3">資本剰余金</th> <th colspan="3">利益剰余金</th> <th rowspan="2">利益剰 余金合 計</th> <th rowspan="2">その 他有 価証 券評 価差 額金</th> <th rowspan="2">繰延 ヘッ ジ損 益</th> <th rowspan="2">評価 ・換 算差 額等 合計</th> </tr> <tr> <th>資本 準備 金</th> <th>その 他資 本剰 余金</th> <th>資本 剰余 金合 計</th> <th>利益 準備 金</th> <th>その他利益剰 余金</th> <th>繰越利 益剰余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期首残高</td> <td>××</td> <td>△××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> </tr> <tr> <td>当期変動額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株の発行</td> <td>××</td> <td></td> <td></td> <td>××</td> <td></td> <td>××</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>××</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>××</td> </tr> <tr> <td>剰余金の配当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>××</td> <td></td> <td>△××</td> <td>△××</td> <td></td> <td>△××</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△××</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>××</td> <td>××</td> <td></td> <td>××</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>××</td> </tr> <tr> <td>自己株式の処分</td> <td></td> <td>××</td> <td>××</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>××</td> </tr> <tr> <td>・・・</td> <td></td> <td>××</td> </tr> <tr> <td>株主資本以外の項目の当期変動額（純額）</td> <td></td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> </tr> <tr> <td>当期変動額合計</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>-</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>-</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> </tr> <tr> <td>当期末残高</td> <td>××</td> <td>△××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> <td>××</td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 1～8 （略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>		株主資本										自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等			新株 予約 権	純資産 合計	資本金	危機 対応 準備 金	特別 準備 金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰 余金合 計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	評価 ・換 算差 額等 合計	資本 準備 金	その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金	繰越利 益剰余 金	当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	当期変動額																		新株の発行	××			××		××						××					××	剰余金の配当							××		△××	△××		△××					△××	当期純利益									××	××		××					××	自己株式の処分											××	××					××	・・・																	××	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													××	××	××	××	××	当期変動額合計	××	××	××	××	-	××	××	-	××	××	××	××	××	××	××	××	××	当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	<p>4. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。</p> <p>5. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</p> <p>6. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</p> <p>7. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>8. 溯及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 第 期中（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 株主資本等変動計算書</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th style="width:70%; text-align: center;">科 目</th> <th style="width:30%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主資本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期首残高</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 当期変動額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 新株の発行</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 当期変動額合計</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 当期末残高</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>危機対応準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期首残高</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 当期変動額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 当期変動額合計</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 当期末残高</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>特別準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 当期首残高</td> <td style="text-align: right;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 当期変動額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	株主資本		資本金		当期首残高	× × ×	当期変動額		新株の発行	× × ×	× × ×	当期変動額合計	× × ×	当期末残高	× × ×	危機対応準備金		当期首残高	× × ×	当期変動額		× × ×	当期変動額合計	× × ×	当期末残高	× × ×	特別準備金		当期首残高	× × ×	当期変動額	
		株主資本												自己株 式	株主資 本合計	評価・換算差額等						新株 予約 権	純資産 合計																																																																																																																																																																																																																																							
		資本金	危機 対応 準備 金	特別 準備 金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰 余金合 計					その 他有 価証 券評 価差 額金			繰延 ヘッ ジ損 益	評価 ・換 算差 額等 合計																																																																																																																																																																																																																																										
	資本 準備 金				その 他資 本剰 余金	資本 剰余 金合 計	利益 準備 金	その他利益剰 余金	繰越利 益剰余 金																																																																																																																																																																																																																																																					
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××																																																																																																																																																																																																																																													
当期変動額																																																																																																																																																																																																																																																														
新株の発行	××			××		××						××					××																																																																																																																																																																																																																																													
剰余金の配当							××		△××	△××		△××					△××																																																																																																																																																																																																																																													
当期純利益									××	××		××					××																																																																																																																																																																																																																																													
自己株式の処分											××	××					××																																																																																																																																																																																																																																													
・・・																	××																																																																																																																																																																																																																																													
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													××	××	××	××	××																																																																																																																																																																																																																																													
当期変動額合計	××	××	××	××	-	××	××	-	××	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																																																																																																																																																																																													
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××																																																																																																																																																																																																																																													
科 目	金 額																																																																																																																																																																																																																																																													
株主資本																																																																																																																																																																																																																																																														
資本金																																																																																																																																																																																																																																																														
当期首残高	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
当期変動額																																																																																																																																																																																																																																																														
新株の発行	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
.....	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
当期変動額合計	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
当期末残高	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
危機対応準備金																																																																																																																																																																																																																																																														
当期首残高	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
当期変動額																																																																																																																																																																																																																																																														
.....	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
当期変動額合計	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
当期末残高	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
特別準備金																																																																																																																																																																																																																																																														
当期首残高	× × ×																																																																																																																																																																																																																																																													
当期変動額																																																																																																																																																																																																																																																														

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後	現行	
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	資本剰余金	
	資本準備金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他資本剰余金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	資本剰余金合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後	現行	
	当期変動額	
	<u>剰余金の配当</u>	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	<u>当期末残高</u>	× × ×
	<u>その他利益剰余金</u>	
	× × 積立金	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当期変動額</u>	
	<u>.....</u>	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	<u>当期末残高</u>	× × ×
	<u>繰越利益剰余金</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当期変動額</u>	
	剰余金の配当	△ × × ×
	<u>当期純利益</u>	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	<u>当期末残高</u>	× × ×
	<u>利益剰余金合計</u>	
	<u>当期首残高</u>	× × ×
	<u>当期変動額</u>	
	剰余金の配当	△ × × ×
	<u>当期純利益</u>	× × ×
	<u>.....</u>	× × ×
	当期変動額合計	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後	現行	
	当期末残高	× × ×
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	評価・換算差額等	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正後	現行	
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	評価・換算差額等合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	(記載上の注意)	
	1～8 (略)	
	(以下略)	

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後	現行																																																																																																																
<p>別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間連結業務報告書</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1～5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p style="padding-left: 20px;">1～4 (略)</p> <p>5 商工組合中央金庫が上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下5において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である場合にあっては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 連結自己資本比率の状況</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px; text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> <p>(単位:百万円)</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">項目</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項目	当中間期末		前期末			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	うち、自己株式の額(△)		/		/	うち、社外流出予定額(△)		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		/		/	<p>別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">中間連結業務報告書</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日から 年 月 日まで)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p style="padding-left: 20px;">1～5 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p style="padding-left: 20px;">1～4 (略)</p> <p>5 商工組合中央金庫が上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この5において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である場合にあっては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</p> <p style="text-align: center;">第1 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 連結自己資本比率の状況</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px; text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> <p>(単位:百万円)</p> </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">項目</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">当中間期末</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">前期末</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">経過措置による 不算入額</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%; text-align: center;">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る株主資本の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、利益剰余金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、自己株式の額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る新株予約権の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項目	当中間期末		前期末			経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式に係る株主資本の額		/		/	うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/	うち、利益剰余金の額		/		/	うち、自己株式の額(△)		/		/	うち、社外流出予定額(△)		/		/	うち、上記以外に該当するものの額		/		/	普通株式に係る新株予約権の額		/		/	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		/		/
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																	
項目	当中間期末		前期末																																																																																																														
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																													
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																	
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																																													
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																																													
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																																													
うち、自己株式の額(△)		/		/																																																																																																													
うち、社外流出予定額(△)		/		/																																																																																																													
うち、上記以外に該当するものの額		/		/																																																																																																													
普通株式に係る新株予約権の額		/		/																																																																																																													
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		/		/																																																																																																													
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																	
項目	当中間期末		前期末																																																																																																														
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																													
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																	
普通株式に係る株主資本の額		/		/																																																																																																													
うち、資本金及び資本剰余金の額		/		/																																																																																																													
うち、利益剰余金の額		/		/																																																																																																													
うち、自己株式の額(△)		/		/																																																																																																													
うち、社外流出予定額(△)		/		/																																																																																																													
うち、上記以外に該当するものの額		/		/																																																																																																													
普通株式に係る新株予約権の額		/		/																																																																																																													
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		/		/																																																																																																													

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後					現行				
うち、危機対応準備金の額					うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額					うち、特別準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額					普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第1項）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条）により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額					うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額					その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）					普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後					現行				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)					普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額					その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額					その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額					その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額					その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等(商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額					うち、商工組合中央金庫の連結子法人等(商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)					その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)					その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)					その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)					Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額					Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後					現行				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額					うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）					Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る調整項目の額（リ）					Tier2資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額（(チ)-(リ)） (ヌ)					Tier2資本の額（(チ)-(リ)） (ヌ)				
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計（(ト)+(ヌ)） (ル)					総自己資本合計（(ト)+(ヌ)） (ル)				
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額					信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目					資産(オン・バランス)項目				
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額					オフ・バランス取引等項目				
オフ・バランス取引等項目					CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額					中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後					現行				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額					信用リスク・アセット調整額				
信用リスク・アセット調整額					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額					調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセット等の額の合計額（ワ）					リスク・アセットの額の合計額（ワ）				
連結自己資本比率					連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier1比率（(ハ)／(ワ)）		%		%	連結普通株式等Tier1比率（(ハ)／(ワ)）		%		%
連結Tier1比率（(ト)／(ワ)）		%		%	連結Tier1比率（(ト)／(ワ)）		%		%
連結総自己資本比率（(ル)／(ワ)）		%		%	連結総自己資本比率（(ル)／(ワ)）		%		%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額					少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額					その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額					繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸引当金の額					一般貸引当金の額				
一般貸引当金に係るTier2資本算入上限額					一般貸引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びデリバティブ向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びデリバティブ向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額					適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額					適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）					適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1. 「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。					1. 「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。				
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。					2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。				
3. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					3. 「自己資本比率改正告示」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号）をいう。				
4. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。					4. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。				
5. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。					5. 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。				
6. 溯及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。					6. 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。				
					7. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後															現行														
第2 中間連結財務諸表															第2 中間連結財務諸表														
1～3 (略)															1～3 (略)														
4 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書															4 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書														
(単位：百万円)															(単位：百万円)														
	株主資本							その他の包括利益累計額					新株 予約 権	少数 株主 持分	純資産 合計														
	資本 金	危機 対応 準備 金	特別 準備 金	資本 剰余 金	利益剰 余金	自己株 式	株主資 本合計	その 他有 価証 券評 価差 額金	繰延 ヘッ ジ損 益	為替 換算 調整 勘定	退職 給付 に係 る調 整累 計額	その 他の 包括 利益 累計 額合 計				科 目													
当期首残 高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	金 額													
当中間期 変動額																													
新株の 発行	××			××			××									× × ×													
剰余金の 配当					△××		△××									× × ×													
中間純 利益					××		××									× × ×													
自己株 式の処 分						××	××									× × ×													
・・・ ・・・																× × ×													
株主資 本以外 の項目 の当中 間期変 動額 (純額)								××	××	××	××	××	××	××	××	× × ×													
当中間期 変動額合 計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	× × ×													
当中間期 末残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	× × ×													
(記載上の注意)															8. 溯及適用(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第2条第40号に規定する溯及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間連結財務諸表の組替え(同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。)、又は修正再表示(同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。														
1～2 (略)															第2 中間連結財務諸表														
3 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。															1～3 (略)														
4～7 (略)															4 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間連結株主資本等変動計算書														
(以下略)															(単位：百万円)														
															科 目														
															株主資本														
															資本金														
															当期首残高								× × ×						
															当中間期変動額														
															新株の発行								× × ×						
																						× × ×						
															当中間期変動額合計								× × ×						
															当中間期末残高								× × ×						
															危機対応準備金														
															当期首残高								× × ×						
															当中間期変動額														
																						× × ×						
															当中間期変動額合計								× × ×						
															特別準備金														
															当期首残高								× × ×						
															当中間期変動額														
																						× × ×						
															当中間期変動額合計								× × ×						

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後	現行	
	当中間期末残高	× × ×
	資本剰余金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	利益剰余金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当中間期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後	現行	
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	為替換算調整勘定	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後	現行	
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	少数株主持分	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	× × ×
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当中間期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	中間純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正後	現行	
	当中間期変動額合計	× × ×
	当中間期末残高	× × ×
	(記載上の注意)	
	1～2 (略)	
	3 株主資本以外の科目については、 <u>中間連結会計年度中の変動額</u> を、変動事由ごとに記載することができる。	
	4～7 (略)	
	(以下略)	

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後					現行				
別紙様式第4号(第81条第4項関係) (略) 第1(年 月 日から 年 月 日まで)事業概況書 1~2(略) 3 連結自己資本比率の状況					別紙様式第4号(第81条第4項関係) (略) 第1(年 月 日から 年 月 日まで)事業概況書 1~2(略) 3 連結自己資本比率の状況				
(単位:百万円)					(単位:百万円)				
項目	当期末		前期末		項目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額					普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額					うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)					うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)					うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額					うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額					普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額					その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額					うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額					うち、特別準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額					普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額					無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額					うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額					繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額					繰延ヘッジ損益の額				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後					現行				
適格引当金不足額					適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額					前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額					自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額					少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額					特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシグ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシグ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額					特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシグ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシグ・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額		/	/	/	その他Tier1資本不足額		/	/	/
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)		/	/	/	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)		/	/	/
普通株式等Tier1資本					普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)		/	/	/	普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)		/	/	/
その他Tier1資本に係る基礎項目					その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/	/	/	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額		/	/	/
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/	/	/	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額		/	/	/
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/	/	/	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額		/	/	/
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/	/	/	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額		/	/	/
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額		/	/	/	その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額		/	/	/
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/	/	/	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/	/	/
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		/	/	/	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		/	/	/
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等(商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		/	/	/	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等(商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額		/	/	/
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/	/	/	その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/	/	/
少数株主持分等に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/	/	/	少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/	/	/

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後					現行				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)					その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他Tier1資本に係る調整項目					その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額					自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額					その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額					調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額					Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)					その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本					その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)					その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)				
Tier1資本					Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)					Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目					Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額					Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額					Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額					Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額					特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額					Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額				
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額					適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額					うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等(商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額					うち、商工組合中央金庫の連結子法人等(商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額					一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額					うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額					うち、適格引当金Tier2算入額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					その他の包括利益累計額に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条)によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)					Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後					現行				
Tier2資本に係る調整項目					Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額					自己保有Tier2資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額					意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額					少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額					その他金融機関等のTier2資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/	調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		/		/
Tier2資本					Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)		/		/	Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)		/		/
総自己資本					総自己資本				
総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)		/		/	総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)		/		/
リスク・アセット等					リスク・アセット				
信用リスク・アセットの額の合計額		/		/	資産(オン・バランス)項目		/		/
資産(オン・バランス)項目		/		/	オフ・バランス取引等項目		/		/
調整項目に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/		/	CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/		/
オフ・バランス取引等項目		/		/	中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		/		/	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		/		/	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/	信用リスク・アセット調整額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		/		/	オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/
信用リスク・アセット調整額		/		/	調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		/		/
オペレーショナル・リスク相当額調整額		/		/	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)		/		/
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)		/		/	連結自己資本比率				
連結自己資本比率					連結自己資本比率				
連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))		%	/	%	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))		%	/	%
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))		%	/	%	連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))		%	/	%
連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))		%	/	%	連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))		%	/	%
調整項目に係る参考事項					調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		/		/
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/		/	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		/		/
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		/		/	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		/		/
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		/		/	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		/		/
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額		/		/	一般貸倒引当金の額		/		/

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				

(記載上の注意)

- 「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 連結財務諸表

1～3 (略)

4 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	危機対応準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額															
新株の発行	××			××			××								××
剰余金の配当					△××		△××								△××

現行				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				

(記載上の注意)

- 「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号)をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示(附則第5条第1項又は第7条第1項)の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第2 連結財務諸表

1～3 (略)

4 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	× × ×
当期変動額	
新株の発行	× × ×
.....	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後															現行		
当期純利益					xx		xx							xx	当期変動額合計		xxx
自己株式の処分						xx	xx							xx	当期末残高		xxx
.....														xx	危機対応準備金		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								xx	当期首残高		xxx						
当期変動額合計	xx	xx	xx	xx	xx	xx	xx	xx	xx	xx	xx	xx	xx	xx	当期変動額		
当期末残高	xx	xx	xx	xx	xx	△xx	xx		xxx							
															当期変動額合計		xxx
															当期末残高		xxx
															特別準備金		
															当期首残高		xxx
															当期変動額		
																xxx
															当期変動額合計		xxx
															当期末残高		xxx
															資本剰余金		
															当期首残高		xxx
															当期変動額		
															新株の発行		xxx
																xxx
															当期変動額合計		xxx
															当期末残高		xxx
															利益剰余金		
															当期首残高		xxx
															当期変動額		
															剰余金の配当		△xxx
															当期純利益		xxx
																xxx

(記載上の注意)
1～7 (略)

(以下略)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後	現行	
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	自己株式	
	当期首残高	△ × × ×
	当期変動額	
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	△ × × ×
	株主資本合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額	
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	繰延ヘッジ損益	

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後	現行	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	為替換算調整勘定	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	退職給付に係る調整累計額	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	その他の包括利益累計額合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	新株予約権	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正後	現行	
	少数株主持分	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	純資産合計	
	当期首残高	× × ×
	当期変動額	
	新株の発行	× × ×
	剰余金の配当	△ × × ×
	当期純利益	× × ×
	自己株式の処分	× × ×
	× × ×
	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × ×
	当期変動額合計	× × ×
	当期末残高	× × ×
	(記載上の注意)	
	1～7 (略)	
	(以下略)	

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第9号

改正後	現行
<p>別紙様式第9号（第87条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 事業報告</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p>1 当金庫の現況に関する事項 （1）（略） （2）財産及び損益の状況 〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1～6 （略）</p> <p>7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>8 （略）</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況 （略） （記載上の注意） 1～4 （略）</p> <p>5 当該連結会計年度の前連結年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄</p>	<p>別紙様式第9号（第87条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 事業報告</p> <p>（記載上の注意） （略）</p> <p>1 当金庫の現況に関する事項 （1）（略） （2）財産及び損益の状況 〔株式会社商工組合中央金庫の状況について記載する場合〕 （略） （記載上の注意） 1～6 （略）</p> <p>7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>8 （略）</p> <p>〔企業集団の状況について記載する場合〕 イ 企業集団の財産及び損益の状況 （略） （記載上の注意） 1～4 （略）</p> <p>5 当該連結会計年度の前連結年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この5において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この5において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第9号

改正後	現行
<p>外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>ロ 当金庫の財産及び損益の状況 (略) (記載上の注意) 1～6 (略) 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下7において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下7において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下7において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>ロ 当金庫の財産及び損益の状況 (略) (記載上の注意) 1～6 (略) 7 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下<u>この7</u>において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下<u>この7</u>において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下<u>この7</u>において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。 なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。 上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。</p> <p>8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>